

水道事業会計補正予算第2号

○大道寺 信委員長 次に、議案第91号 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について。

渡部政明上下水道課長。

○渡部政明上下水道課長 議案第91号 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号の概要についてご説明申し上げます。水道1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、支出の第1款水道事業費用に540万円を増額し、総額を6億3,507万6,000円といたすものでございます。

それでは、詳細については水道2ページの実施計画書によりご説明いたします。

支出の1款1項営業費用では、540万円を増額し5億563万9,000円といたすものでございます。

内訳につきましては、1目浄水及び配給水費では電気料金改定により20節動力費で不足が見込まれることから200万円増額するものでございます。

また、3目業務及び総係費では340万円増額するもので、内訳は10節印刷製本費で140万円、11節通信運搬費で100万円、15節手数料で100万円増額し、消費税改定、延滞金改定、収納取扱手数料改定等に対応すべく計上するものでございます。

以上、平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

○大道寺 信委員長 概要の説明が終わりました。これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

赤間泰広委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 順位1番、議席番号1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 よろしくお申し上げます。

初めに、今回予算総括質疑させていただきまことに感謝を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

私の発言通告は2点でございます。1つ目は高齢者、生活弱者への除雪支援についてと、それからふるさと納税の推進についてであります。

近年、医療技術の進歩、出生率の低下と相まって、全国的に高齢者人口の増加が急速に進み、高齢化率の上昇が進んでおります。こうした傾向は、団塊の世代の高齢化とともに今後も続き、山形県全体においては平成32年には高齢化率がおおむね33%に達すると予想されております。

平成19年5月の都道府県別将来推計人口というものに基づいたものでございます。県民の3人に1人が高齢者という、かつてない経験したことのない超高齢化社会を迎えようとしているわけであります。

また、家族制度の変化と私的扶養義務意識の低下は高齢者の日常生活において新たな孤独を生み出し、またこれら高齢者問題は社会的に深刻さと複雑さを呈するようになったわけがございます。これまで高齢者福祉対策は主として施設収容を中心に置かれて行われてきましたが、今後の社会情勢の変化を見据えた上で高齢者が

健康で喜びに満ちた生活が送れるよう、諸施策の充実、強化に努めていく必要があると思います。

それできまざまいいろいろあるわけですが、私は季節柄と申しますか、除雪対策について若干市長並びに市当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

私、平成24年の3月の質問だったと思うんですけども、市長、関係者の方に対して除雪対策についてご質問申し上げました。そのとき市長、関係者の方にはご協力を得て、所得制限の緩和をしていただきました。本当に改めて感謝を申し上げたいと思います。

昨年、ことしと所得限度額を引き上げていただいたわけでありましたが、その後の利用者の推移を教えていただければと思います。福祉生活あんしん課長、よろしく願い申し上げます。

○**大道寺 信委員長** 松木幸嗣福祉生活あんしん課長。

○**松木幸嗣福祉生活あんしん課長** 赤間委員のご質問にお答えさせていただきます。

一昨年並びに昨年の引き上げた前と後ということでございまして、平成23年度の実利用者につきましては33名、サービス回数47回であります。改定後であります、平成24年、実利用者54名、対前年度と比べまして63%ほどの増となっております。また、サービス回数70回。こちらのほうも48%ほど伸びているというところでございます。以上です。

○**大道寺 信委員長** 1番、赤間泰広委員。

○**1番 赤間泰広委員** ありがとうございます。

このように初めは105万円だったと思うんですけども、130万円にさせていただいて若干の人が利用されて多くなったということでございます。

現在、皆様ご存じのとおり余りにも生活弱者と申しますか、そういった方々の生活環境がかなり悪化しているんじゃないかなというふうに

考えておるところでございます。一つはもちろん消費税は来年からではございますけれども、復興増税とかそれから年金ですと3年間毎年1%の減額というようなことで、さらに昨今、デフレ対策と称してほとんどがガソリンとか灯油とかそういうものだけがどんどん値上がってきて、それに関連してももちろん燃料費に使うわけですので生活費がどんどん上がってきているということになっているわけです。

今、長井市でたしか1回当たり1万6,000円の補助というようになって2回までということで、結構65歳以上というようなことでいろいろ縛りがあるわけなんですよね。そういったことに対して、もう少しある程度の線引きはあってしかりだと思わすけれども、ようかんを切ったように130万円以下、所得だけで申し上げますとそんなやつなんですけど、131万円だったらだめなのかとか、極端な話なんですけども、そういったことに対して少し緩和をしていくというようなことはないのでしょうかというのが私の率直な意見なんですけども、ぜひ緩和していただきたいというのが率直な意見なんですけども、その辺については市長、どのようにお考えになられますか。

○**大道寺 信委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 基本的な考え方についてお答え申し上げたいと思います。

やはり65歳以上の世帯のひとり暮らし、あるいはご夫婦の世帯というのが1,900世帯ございます。うち所得が年間130万円未満の方というふうにしてるわけですが、これは該当する方をできるだけ多くしたいという本音はございます。ただ、どこかで区切りやはり制限をつけないと、全員の方の希望された方に全て最大3万2,000円を交付させていただくというのは残念ながら現実的にはなかなか難しいというふうに思っております。

また、特に所得が低いという方については、

生活保護世帯ということでこれはまた別の手だてがございます。やはり私ども行政としてお願いしたいのは、まず一つはお子さんがいらっしゃる場合でしたらお子様からの支援を何とか行政で不十分な部分をお願いしたい。それでもだめなときは、やはり地域の皆様にもご協力いただきながら私ども行政でもお手伝いをさせていただいて、できるだけ不便のない快適な冬期間も生活できるように支援したいと思っております。

ただ、どこで区切るかということについてはいろいろご議論いただいたり、あるいはほかの市町村とかそういった状況を見ながら検討する必要があるというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 確かに市長言われるとおり線引きというのはある程度の線引きは必要だと思うんですけども、余りにも、恐らくそんなことはないと思うんですけども、ぴたっとしたような線引きじゃないと思うんですけども、いろんな事情というんですか、先ほども申し上げたように扶養意識の低下とかという何か本当に困っていらっしゃる方が本当にたくさんいるということで、私もいろんな方にご相談受けるわけなんですよね。なかなか私のところに来るまでも時間がかかるということで、まして市の担当者の方に声が上がっていくということももっと何か大変に、その人にとっては大変難しいというんですか、地域の民生委員の方にも恐らくお願いはしておると思うんですけども、実際その声を出すまでの時間がかかりかかっているということで、もちろん子供さんがいられるとかと言ってるうちに雪はどんどん積もってくるわけございまして、そうして検討検討しているうちにもうあつという間に積もってしまったというような、今回は本当にもう私もびっくりしたんですけども、2日前ぐらいからどんどん降ってきてたまったというようなことで、

ぜひそのもう少し柔軟な考えを持っていただければなというふうに考えるところなんですけども、この辺についてもう少し詳しくというんですか、柔軟な考えができないのか、市長のほうからご答弁お願いしたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 赤間委員がおっしゃることはよくわかります。例えば、ある程度臨機応変にということは必要なんでしょうけれども、例えば130万円というのを私どもよく行政でいろんな要件に満たせる場合はおおむねという概要をつけたりします。どこまでがいいのかという、そのおおむねも数字でどこかで区切りをつけなきゃいけない。ですから赤間委員がおっしゃっているのは131万円だとだめで、130万円だといいう極端なケースですよ。結構その辺あたりというのは微妙だと思います。ですから検討をさせていただきますが、ここでどこの基準がいいのかということについてはなかなか即答できるものではないというふうに思っていますので、検討させていただいて、その所得のところについては再度また違った、議場ではなかなか即答はできませんが、検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、赤間委員までいろいろな困ったという方の声が届く。その前に市の方にもいらしてらるんですが、市ではつけんどんど。こういうことなのかもしれませんが、除雪もなかなか雪おろしなんかですと非常に危険性が伴いますのでボランティアというのはなかなか難しいかもしれませんが、昨年度もボランティアで多くの雪おろし作業などを行っていただきました。さらに、こしは社会福祉協議会のほうでボランティアセンターなど充実しておりますので、3万2,000円のこれは金額的な支援ですが、それ以外のそういったボランティアによる支援ということについてもより一層の充実を図っていき

たいというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

市長のお言葉で検討していかれるということで、前向きな回答をいただいたというふうに、私、喜んでおります。

ここでちょっとご質問させていただきたいんですけども、その限度額が1万6,000円ということなんですけども、これが2回ということで、大体労務単価が今何か上昇して、2割増しから5割増しとかというお話をちょっとお聞きしたんですけども、大体1万6,000円2回という人の人件費、排雪料までかかるのかわからないんですけども、どのぐらいまでできるんでしょうかね。あんしん課長、もしそういうデータなんかお持ちでしたら教えていただきたいんですけど。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣福祉生活あんしん課長。

○松木幸嗣福祉生活あんしん課長 詳しいデータは持っておりません。ただ、要綱上につきましては雪おろし作業、さらにそれに付随する出入り作業の除雪ということで、これにかなうものというふうに思っています。

なお、今、議員ご指摘のように2回を限度とさせていただいているということでございますが、データの的には23年度、サービスを1人当たり何回使ったかと見ますと、23年度で1.42回、逆に24年度では1.29回ということで、2回内ではおさまっているという状況があるのかなというふうには思っております。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

大体そうしますと1万6,000円ぐらいでは賄い切れるというようなことだと思います。

もう1点、これに関連してなんですけども、もちろん市長は検討していただけるということで、その所得の限度に対して検討していただ

るということなんですけども、こういう1万6,000円2回というやつも、そのときの雪の降り方の事情にもよると思うんですけども、その辺もある程度考えていただきたいとか、緩和をしていただきたいということを意見としてぜひお願いしたいということで、お願いしたいと思います。

それから、母子世帯に対して、また生活保護世帯はまた別にこの市報なんかにも書いておりますけれども、また別の事項、取り決めがあるようなふうに書いておりますけれども、これはどのようなことでしょうか。課長、よろしくをお願いします。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣福祉生活あんしん課長。

○松木幸嗣福祉生活あんしん課長 お答えいたします。

まず、障がい者の件につきましてですが、障がい者についての除雪サービスの提供についても、対象の要件としては高齢者と同じということで130万円の所得の制限、所得制限というのを持たせていただいております。

また、生活保護につきましては扶助費になってきますんで除雪の金額、具体的にその生計にもよりますが、やはり10万円以上のお金はきちっと出てるというふうに思っているところです。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 今、15万円、それは生活費も含めての除雪費ということですか。申請すれば、また別に1万6,000円なり何がしは出るということでしょうか。ちょっとお願いします。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣福祉生活あんしん課長。

○松木幸嗣福祉生活あんしん課長 ルールで除雪の扶助が認められておりますので、申請とかそういうことはございません。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

ぜひ、もちろん生活保護者、あとは体の不自由な方に対して、ぜひまた温かい援助をしていただければなというふうに考えます。

先ほど申し上げたとおり、中には本当に人様に迷惑はかけていけないというようなことで本当に無理をしているような現状を私、見受けられます。本当にもう80歳になって、確かに元気で一生懸命頑張っておられる方に対しては大変失礼なんですけども、万が一転んでしまって、20歳代、30歳代の方が転んだのと全然わけが違うわけで、80歳代、70歳代、65歳といっても本当にすごい幅があるわけですよ。そういったこともぜひ年に比例してというんですか、さらにその援助をしていただければなというふうに考えるところでございます。

いろんな人に本当にご相談受けるわけです。本当に聞いていただけるだけでも幸せだみたいな人もおるんですよ、中には。本当にいろんな方がいますんで、ぜひ真摯な対応、もちろん真摯な対応をしてないというようなことではございませんけれども、さらに生活弱者に対してもっともっと心を配った対応をしていただければなというふうに思うところでございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

第2番目の質問に移らせていただきたいと思います。ふるさと納税の推進にということでございます。

私、先日、NHKのテレビを見ておりましたら、ふるさと納税というのが話ではよく耳で聞いていたんですけども、世の中でこんなに活性化してるというか、動きがあるんだということ初めて知りました。そのふるさと納税に関してはいろんな取り決めももちろんあるんですけども、それで市民生活で援助していただける方もいるということで、ぜひ私、長井市でも積極的な取り組みをしていただきたいと思いますというように申し上げたいと思います。

まず、企画調整課長にお尋ねしますが、

現在、長井市のそのふるさと納税についてどのような取り組みをされているのか。簡単で結構ですので、ちょっとご紹介していただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 鈴木一則企画調整課長。

○鈴木一則企画調整課長 お答えをいたします。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年度の地方税法改正によりまして出身地や自分が応援したい自治体に寄附された場合、所得税と個人住民税が軽減される制度でございます。この制度を活用すると、自治体の寄附金のうち限度額はございますが2,000円を超える分については所得税と個人住民税が全額控除となるというふうな制度となっております。

長井市の状況でございますが、制度創設にあわせて長井市においても平成20年度に長井市ふるさと応援寄附条例を制定いたしまして、寄附を募りながら寄附者の意向を反映した事業へ活用させていただいておるところでございます。

制度のPR、議員、テレビのほうでもごらんになられたというところでございますが、長井市におきましては長井市出身者やゆかりのある人を対象といたしまして行っております。また、関東地方会や長井高校の同窓会の東京支部の集まりなどの際にご案内をしております。また、平成21年度から開始いたしました長井ファンクラブの募集パンフレットでも周知を行っているところでございます。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

確かに、本当に全国的にもこれだけ脚光を浴びてるというのを私は知りませんでしたけれども、これちょっとしたインターネットの資料なんですけれども、例えば4万円寄附すると3万8,000円の税金控除されることもありますということで、大体その寄附した額から2,000円を引いた分が所得控除されるということで、例え

ば1万円すれば8,000円、100万円すればそれなりということだと思えますけれども、その人の所得にも応ずるといふことなんですけれども、それに付録がつくんですね、やっぱり。1万円以上すると5,000円の何か物がもらえるとか、この中から選んでくださいなんていうことがあったわけです。

ちょっとご紹介したいと思えますけれども、これもインターネットからなんですけれども、3万円寄附しましたらということで、この中から選んでくださいというようなことなんです。まず、一つはマラソンの招待券をプレゼント。長井市でいえばパークゴルフ場の招待券なんかもあると思えますけれども、あと屋内プールの回数券。中にはゲームソフトもプレゼントするなんていうこともあります。婚礼写真、家族写真、こういったものですと長井市に来て写真を撮るといふことは恐らく1泊ぐらいしていくということで、そういったことでもプラスになるんじゃないかということです。冬のイルミネーションの見学会とか、そういった冬のスキー場の使用料、使用券といふんですか、そういったこともあるようでございます。いろんなこと、長井市、担当されてる課が企画調整課ということではございますけれども、その縦割りじゃなくていろんな、つつじマラソンとかパークゴルフの招待券とかといふと生涯スポーツ課になるわけで、あと丸大扇屋とかやませ蔵の入場券といふんですか、そういったものですと文化生涯学習課とか、あとまた2年前ぐらいまで市内で使える商品券の発行なんかもありましたけれども、そういったものも何かプレゼントしておられる市町村もあるようでございます。

また、観光振興課に関係することなんですけれども、あやめ公園の入園料とか黒獅子まつりの枚数券のプレゼントとか、フラワー長井線の利用券とか回数券とか、そういったものも今後考えていくようなことが多岐にわたると思えます

です。

実際、そのプレゼントを、今の段階ですとプレゼントなんですけれども、将来的に見れば長井市に昔住んでいらっしやった方、ここ出身の方、そういった方にもどんとアピールしていくべきと考えるわけなんですけれども、先ほど高校の同窓会とか東京であるふるさと会といふんですか、そういったところでもPRしているといふことなんですけれども、やはり私が勉強不足で知らなかったということだと思えますけれども、ほとんどの方は知らないと思えますよね。そんなとき、長井市の出身の方でも本当に成功していらっしやる事業家の方なんかもおられますし、そういった方に直接お願いの手紙なんかも出すことも一つの手じゃないかななんていうふうに考えていますけれども、その辺、企画調整課長、どう思いますか。

○大道寺 信委員長 鈴木一則企画調整課長。

○鈴木一則企画調整課長 お答えいたします。

先ほどの長井市の状況も少し補足をさせていただきます。

寄附をいただいた方につきましては、特産品を長井市のほうでも贈呈を行ってございます。特産品については、寄附金額5万円以上の場合5,000円相当、それから1万円以上5万円未満の場合には3,000円相当ということで、1万円未満の場合には1,000円相当の地場産品を贈っているというようなことです。

内容については、地場産業振興センターのほうのタイプとして長井ファンクラブのほうの掲載しているような米沢牛とかさまざまの地酒とかそういうものからチョイスをしながら、金額に応じてお贈りをさせていただいているという状況です。

今、委員のほうからございましたように、ゆかりの方々、大変在京なり関西のほうに多くいらっしやるわけです。長井市のほうでも、なかなか以前と違いますか、具体的なところを言い

ますとそういう方々をいらしやることがわかっていても、どういう方とつながりを持ったらいいかという部分では非常に手だてがなかったということで、先ほど申し上げましたように大きなところでは関東致芳会、それから長井高校の同窓会などを活用し始めたというのは最近でございまして、他の市町ではやはり南陽市なども東京の南陽市の会とかそういうふうな県人会なども含めていろいろな形で活用されて、そこでPRをなさってきたというふうなことがあります、ようやく長井市のほうでもふるさと応援大使などのそのような方々をお願いをしながら、広がりをしていこうというふうな形をお願いをしているところです。

ただ、今ご提案ありましたように、特別に例えばダイレクトメールのような形でこちらのほうから一方的にお出しするというのは、これは個人情報との関係で問題がありましてなかなかできません。ですのでこちらからお願いする場合は、例えばこちらにご実家があればそちらのほうからお願いをしてご実家のほうから連絡をしていただくとか、そのような連絡の方法しか今のところないということで、どちらかというところとロコミとか、さらには在京の方々の、白鷹町さんなどではいわゆる出身の税理士さんがいらしやって、その方がいろいろとロコミで広げて、県内一件数が多いというふうな形になっているような理由もあるようですので、そのようなやっぱり人材を活用していくという方法をとらざるを得ないというのが今のところの現状でございまして。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

確かに今言われた本当に大切なことです。いろいろその縛りというんですか、個人情報とかというお話も今されましたけれども、ぜひ長井市に住んでいらしやった方、実家がある方をお願いしてやっていくというようなことで今ご

提言されたようですので、ぜひそういったことをフルに利用していただいて、本当にこれはおいしい話と言ったら大変この場で言うような言葉じゃないんですけども、本当に長井市、産業も大きな企業もなくなったりして、入ってくるものというのはほとんどないわけですよね。こういうぜひふるさと納税というのを最大限に活用されて、その長井市の名がいろんなことに使えるわけですので、ぜひこれ真剣に今後取り組んでいただきたいと思うんですけども、市長にご指名はしておりませんので、市長のお考え等ありましたらひとつ最後の締めということで、今後どのようにこのふるさと応援寄附金をしていくかということについてご所見をお願いしたいと思います。委員長、よろしいですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

赤間委員から、最初高齢者生活弱者への除雪支援ということで、できるだけ特に高齢者の皆さんへの市からの支援を厚くしたらいいんじゃないかと。私は、その際にできればお子さんがいらしやる方であればそういうお子さんのほうから支援をいただきたいということで、なかなかこれ大変なんですけど、福祉生活あんしん課長のほうにはそういった目的でひとり暮らしとかお年寄りの世帯の方にお子さんのほうからそういう納税していただくようお願いしてもらいたい。そうすると、決して例えばそんなに生活楽でない方だとしても、納税していただければその部分は全て税控除になるんですね。所得控除じゃないんです。税控除なんです。ですから、所得税と住民税で例えば年間5万円払っていただいている方が、じゃちょっと大変だけど親のために何か贈りたいといっても、なかなか余裕ないとできない。しかし、この制度を利用すれば2,000円分は余計に負担しなきゃいけないかもしれませんが、限度はありますけれども、

5万円を例えば全てじゃないですけども贈ると。そうしますと、それを除雪の支援資金というふうに指定していただければ、そういったところで厚く支援できると思うんですね。やっぱりそういう制度なども考えていきたい。

したがって、赤間委員がおっしゃるようなふるさと納税の制度というのはいろいろ活用できるんじゃないかなと思っております。

ただ、今の日本の風潮といたしましては、私ども長井ではちょっとかたく考え過ぎてたのかなど。やはり皆さんが汗水垂らして働いた所得の中から税金を払っていただいているわけです。それをふるさと納税いただいたときは真面目にちゃんとその目的に沿って使おうという考え方なんです、少し今は違ってまして、例えば5万円をふるさと納税していただいたらその半分、2万5,000円分を地元のギフトでどんどん贈ってやろうと。そうすると2,000円控除の部分が2万3,000円ご本人得するじゃないかと。でも、地元としてはそれだけ地元の商品がふえればいいという考え方なんです。これは私どもも納税の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、もう少し臨機応変にやわらかく考えて、やはり気持ちよくふるさと納税いただいて、その分をちゃんとお返しし、なおかつその目的に沿った税金の使い方をさせていただくということで、今後努力してまいりたいと思います。

○大道寺 信委員長 1番、赤間泰広委員。

○1番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

確かに市長が言われたとおりさまざまな条件等あるわけですが、確かにおいしい話、またはそんなふうな表現で大変失礼なんですけれども、実際その他の市町村でもかなりこういうものを行っているわけでございます。だから長井市だけしなくてもいいかというところ、そういうわけでなくて、ぜひそういういい話があるわけですので、今後ともぜひ検討されて、どんどんふるさと応援寄附金というのが集まればいい

なというふうに考えています。

以上で私の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

高橋孝夫委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位2番、議席番号14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 おはようございます。

私は、市民生活の向上を願いながら総括質疑を行います。

通告しております3点について質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、都市再生整備事業についてお伺いをいたします。

今回の一般会計補正予算第7号に、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の中で都市計画事業手数料として112万4,000円が計上されております。これは観光交流センター用地不動産鑑定手数料ということで、対象不動産は8件、対象面積は1万1,586平方メートルになるという説明を受けました。そして追加資料ということで、観光交流センター予定地における不動産鑑定対象敷地区分図をいただきました。これになります。まず、このいただきました資料に基づいてお伺いをしたいと思います。

1点目の観光交流センターの候補地では、整理していくことが必要ではないかについてまずお伺いをいたします。

これまで観光交流センターに関しては、さまざまな議論や質疑が展開されてきたことはご案内のとおりです。その中で、観光交流センター候補地に隣接することになる幼児施設については、さまざまこの心配する声が出されてまいりました。9月定例会で佐々木謙二議員が一